

給与ファクタリング(給与債権の買取り) を装ったヤミ金融にご注意！ 困ったら**司法書士**にご相談を！



金融庁に続き、令和2年3月24日東京地裁は、「給与ファクタリング」等の名称を用いて、個人の給与債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当すると認定しました。

貸金業登録を受けずに業務を行っている者は、違法なヤミ金融です。



給与ファクタリングを利用してしまうと…

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払いになる
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金



絶対に利用しないでください！

もし、利用してしまったら…すぐに**司法書士**に相談を！

消費者トラブル・少額トラブル

月曜日から金曜日 正午から午後2時まで

※祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日を除く

026-233-4110

長野県司法書士会

